

# エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の廃棄方法

## (家電リサイクル法対象品処分方法)

### 【家電リサイクル法とは】

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、家庭や事業所から排出された使用済み家電製品の部品や材料をリサイクルして、ごみの減量化と資源の有効活用を進めるための法律です。

次の4品目（通称「家電4品目」という。）が家電リサイクル法の対象となります。

- ・ テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ等）
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫
- ・ 洗濯機、衣類乾燥機
- ・ エアコン

## 1 新しい製品に買替える場合

購入するお店で引き取っていただけます。

リサイクル料金・収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

## 2 廃棄のみの場合

### ① 購入したお店がわかる場合

過去に購入したお店で引き取っていただけます。

リサイクル料金・収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

### ② 購入したお店がわからない、営業していない、引越等により遠方にある場合

以下の小売業者協力店で引き取っていただけます。

リサイクル料金・収集料金等については、各協力店に直接お問い合わせください。

店舗名	住所	電話番号
ヤマダ電機テックランド 曾於末吉店	末吉町岩崎 5506-3	0986-28-1222
(株)末吉電化	末吉町諏訪方 7966-2	0986-76-7232
エディオンおおすみ岩川店	大隅町月野 3054-5	099-482-1230
(有)セブンプラザ岩川店	大隅町岩川 5663-4	099-482-0681